

第1回浦幌町介護保険運営協議会議案

1. 議 題

諮問第1号 浦幌町介護保険条例の一部改正について

浦幌町介護保険運営協議会委員名簿

任期：平成30年6月1日～令和3年5月31日

1. 被保険者を代表する委員（2名）

山田 道夫

齊藤 利幸

2. 社会福祉に識見を有する委員（2名）

永澤 厚志

中川はるみ

3. 介護サービスに関する事業に従事する委員（2名）

上村 健二

加藤 史郎

諮問第1号

浦幌町介護保険条例の一部改正について

このことについて、別紙のとおり浦幌町長より諮問がありましたので審議願います。



浦町民第108-1号
令和2年 4月 日

浦幌町介護保険運営協議会
会長 中川 はるみ 様

浦幌町長 水 澤 一 廣

浦幌町介護保険条例の一部改正について

平素より、本町の介護保険事業の円滑かつ適正な運営のためご尽力賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、国は、介護保険の第1号保険料について、消費税を活用して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施を行い、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、更なる軽減強化を行っているところ、令和2年4月からの消費税率10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施を行うこととする「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）」を令和2年3月30日に公布し、令和2年4月1日から施行されることになりました。

このことから、本町においても介護保険条例の一部改正を町議会に提案することを予定しているため、下記内容について貴会の意見を求めたく諮問いたします。

記

- 1 第1段階の基準額に乗じる割合を「0.375」から「0.3」とし、年額保険料を「24,300円」から「19,400円」に改正する。
- 2 第2段階の基準額に乗じる割合を「0.625」から「0.5」とし、年額保険料を「40,500円」から「32,400円」に改正する。
- 3 第3段階の基準額に乗じる割合を「0.725」から「0.7」とし、年額保険料を「46,900円」から「45,300円」に改正する。

保険料の決まり方 (令和元年度)



65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえないよう算出された「基準額」をもとに決まります。

保険料は基準額をもとに決まります

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるような本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

基準額の決まり方

$$\begin{array}{|l} \text{市区町村に必要な} \\ \text{介護サービスの} \\ \text{総費用} \end{array} \times \begin{array}{|l} \text{65歳以上の方} \\ \text{の負担分 23\%} \end{array} \div \begin{array}{|l} \text{市区町村に住む} \\ \text{65歳以上の方の} \\ \text{人数} \end{array}$$

**浦幌町の保険料の
基準額 64,800円 (年額)**

この基準額をもとに、所得によって9段階に分かれます。

あなたの保険料を確認しておきましょう

どの保険料段階で保険料を納めるかは、世帯ごとではなく個人ごとに決まります。あなたの保険料をきちんと確認しておきましょう。



所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.375	24,300円
第2段階	世帯全員が 住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.625	40,500円
第3段階	120万円超の方	基準額 × 0.725	46,900円
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、 本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額 × 0.90	58,300円
第5段階	前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円超の方	基準額 × 1.00 (基準額)	64,800円
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.20	77,700円
第7段階	本人が 住民税課税で 前年の合計所得金額が 120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	84,200円
第8段階	200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	97,200円
第9段階	300万円以上の方	基準額 × 1.70	110,100円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年) 4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年) 4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 所得とは、「収入から必要経費などを控除した額」です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります。

保険料の軽減強化による対象者見込 (平成31年4月時点の介護被保険者数等を基に試算)

基準額 64,800円

消費税率引上げは10月のため
令和元年度は半分の水準
例) $(0.45 + 0.3) \div 2 = 0.375$

令和2年度から
完全実施

所得段階	対象となる方	基準額	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で ・高齢福祉年金受給者 ・年金収入等が80万円以下	基準額にかける割合	0.5	0.45	0.375
		保険料(年額)	32,400円	29,160円	24,300円
		軽減額(標準と保険料Aの差額)	-	3,240円	8,100円
		対象者数	-	457人	436人
		(全体に占める割合)	-	(23.2%)	(22.4%)
		軽減総額(軽減額×対象者数)	-	1,480,680円	3,531,600円
		前年度との差額	-	-	2,050,920円
第2段階	・住民税非課税世帯で 年金収入等が 80万円超120万円以下	基準額にかける割合	0.75	0.75	0.625
		保険料(年額)	48,600円	48,600円	40,500円
		軽減額(標準と保険料Aの差額)	-	-	8,100円
		対象者数	-	224人	228人
		(全体に占める割合)	-	(11.4%)	(11.7%)
		軽減総額(軽減額×対象者数)	-	-	1,846,800円
		前年度との差額	-	-	1,846,800円
第3段階	・住民税非課税世帯で 年金収入等が120万円超	基準額にかける割合	0.75	0.75	0.7
		保険料(年額)	48,600円	48,600円	46,980円
		軽減額(標準と保険料Aの差額)	-	-	1,620円
		対象者数	-	148人	163人
		(全体に占める割合)	-	(7.5%)	(8.4%)
		軽減総額(軽減額×対象者数)	-	-	264,060円
		前年度との差額	-	-	264,060円

※保険料(年額)は、基準額×基準額にかける割合。100円未満の端数があるときは切り捨てる。
※繰入総額は、標準と端数切捨て前の差額×対象者数。